【別紙】

１　当事者の概要

⑴　申立人組合は、平成24年４月に結成され、雇用形態にかかわらず、主に中小企業に勤務する労働者が企業の枠を超えて個人で加盟するいわゆる合同労組である。本件申立時の組合員数は350名程度である。

⑵　被申立人会社は、平成25年３月１日に設立され、神奈川県を拠点に、リハビリ施設や児童発達支援・放課後等デイサービスなどを運営する株式会社である。

２　事件の概要

令和６年５月19日、組合は、会社に対し、会社の従業員であったＡ２及びＺ１の組合加入を通知するとともに、Ａ２及びＺ１に対する未払賃金の支払などを要求事項とする団体交渉を申し入れた。

上記団体交渉申入れに先立つ２月28日、東京地方裁判所は、組合から除名されたＺ２が組合を被告として提訴した総会決議不存在確認等請求事件につき、請求認容判決（以下「総会決議不存在確認地裁判決」という。）を言い渡した。この判決は、平成27年９月から令和５年９月までの間に行われた、組合の執行委員長にＡ１を選任する決議を含む各大会における決議がいずれも不存在であることを確認するものであった。

６年５月27日、会社は、組合に対し、総会決議不存在確認地裁判決の判断に鑑み、Ａ１委員長に代表権があることが明らかでない限り、団体交渉の申入れには応じかねる旨を記載した回答書を送付した。同日から７月16日までの間に、組合は、会社に対し、複数回にわたり団体交渉を申し入れたものの、会社はいずれの申入れにも、Ａ１委員長に組合の代表権があることが明らかにならない限り、組合の団体交渉申入れに対する応答を留保する旨の回答をした。７月30日、組合は、会社に対し、更に団体交渉を申し入れたところ、会社は、Ａ２が会社を退職し、Ｚ１が組合を脱退したことから、会社に組合の組合員は在籍していないため、団体交渉には応じられないと回答し、８月21日の組合からの団体交渉の申入れに対し、今後文書を送付されても回答はしない旨を文書で通知した（以下、組合が５月19日から８月21日までに行った団体交渉申入れを一括して「本件団体交渉申入れ」という。）。

また、11月６日及び同月22日、会社の代理人は、組合の代理人弁護士に対し、組合が街宣活動を行ったこと等に抗議し、今後同様の行為を継続する場合には、弁護士法違反及び威力業務妨害罪で刑事告訴する意向がある旨を記載した文書を送付した（以下、11月６日付け及び同月22日付けで組合の代理人に送付された二つの文書を併せて「本件文書」という。）。

なお、11月13日、東京高等裁判所は、組合が控訴した総会決議不存在確認地裁判決の控訴審の判決（以下「総会決議不存在確認高裁判決」といい、総会決議不存在確認地裁判決と併せて「総会決議不存在確認判決」という。）を言い渡し、組合の控訴を棄却した。その後、組合は、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしたものの、７年７月２日、最高裁は、上告棄却及び上告受理申立ての不受理を決定し、総会決議不存在確認判決が確定した。

その後、組合は、９月13日に定期大会（以下「７年９月13日定期大会」という。）を開催し、改めて組合執行委員長らの役員を選出するための投票を行った。

本件は、①本件申立ては不適法であるか否か（争点１）、②会社が本件団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉の拒否及び組合の運営に対する支配介入に当たるか否か（争点２）、③会社が組合に本件文書を送付したことは、組合の運営に対する支配介入に当たるか否か（争点３）が、それぞれ争われた事案である。

３　主　文　＜一部救済＞

⑴　被申立人会社は、申立人組合が組合員Ａ２の未払賃金請求について団体交渉を申し入れたときは、誠実に応じなければならない。

⑵　文書交付（要旨：会社が、組合員Ａ２の未払賃金の支払に係る団体交渉申入れに応じなかったことは、不当労働行為であると認定されたこと。今後、このような行為を繰り返さないよう留意すること。）

⑶　履行報告

⑷　その余の申立ての棄却

４　判断の要旨

⑴　本件申立ては不適法であるか否か（争点１）

ア　組合は、総会決議不存在確認判決が確定したことを前提として、決議が不存在とされた期間の直前の大会において選任された執行委員会を構成する者のうち、７年７月 14 日時点で組合員であったものによって執行委員会を開催し、組合規約に基づいて、７年９月 13 日定期大会の招集を決定した上で、同大会招集を決定した時点において組合員とされる者（総会決議不存在確認等請求事件の原告Ｚ２及び選定者Ｚ３の２名を含む。）に対して大会の招集を通知するとともに、代議員選挙への立候補を案内した上で、組合員の直接無記名投票による代議員選挙を行い、７年９月 13 日定期大会において、出席代議員の直接無記名投票を行って執行委員長を選出し、選出された執行委員長が、組合の代表者として、本件申立て及び本件審査手続における申立人組合としての全ての行為を追認したのであるから、本件申立てが、労働組合の代表権を有しない者が当該労働組合を代表して救済申立てをした場合に当たるとは認められず、却下事由に該当するということはできない。

イ　会社は、組合について、(ア)代議員選挙の手続に瑕疵があり、組合員の総意による民主的な組織運営がなされていないから、労組法第２条本文の「自主的に」の要件を満たさない、(イ)複数回にわたる組合規約の改定が無効なまま長期間経過しているから、規約を有しているといえず、労組法第２条本文の団体性の要件を満たさず、労組法第５条第２項の規約の審査を行う前提を欠く、(ウ)平成 27 年以降の役員選任の総会決議が不存在であるから、役員が不在であり、運営のための組織を有さず、労組法第２条本文の団体性の要件を満たさないなどとして、組合は法適合組合とはいえないため、本件申立ては却下すべきであると主張する。

しかし、(ア)組合規約によれば、組合は、「労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体」（労組法第２条本文）であると認められ、他に自主性の要件の欠如を疑わせる事情はない。また、組合規約及び選挙大会規定には、組合の役員が組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙される旨の規定（労組法第５条第２項第５号）が含まれていることからすれば、組合規約は、労組法第５条第２項第５号の要件を満たしており、組合は、民主性の要件を充足しないことを理由として労組法上の労働組合（法適合組合）であることを否定されるものではない。そして、仮に、平成 27 年９月から令和５年９月までの間、Ａ１委員長を始めとする役員が、組合規約及び選挙大会規定に反して、組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選出されていなかったとしても、それは組合内部における規約の運用上の問題であり、組合が自主性を欠くとは認められず、また、それにより、労組法上の労働組合（法適合組合）でないとはいえないという上記の判断が左右されるものではない。

また、(イ)総会決議不存在確認地裁判決が判示するように、平成 27 年９月から令和５年９月までの組合の大会における総会決議が不存在であり、それらの総会決議における組

合規約の改定がされていないとしても、平成 27 年９月の大会より前の 26 年９月 13 日改定の組合規約は改定されないまま存在しているといえるから、組合は規約を有していると認められ、組合が、労組法第２条本文の団体性の要件を満たさないとか、労組法第５条第２項の規約の審査を行う前提を欠くなどとする会社の主張は、採用することができない。

（ウ）Ａ１委員長を始めとする役員が、組合規約及び選挙大会規定に反して、組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選出されていなかったとしても、それは組合内部における組合規約の運用上の問題であり、それにより、組合が労組法上の労働組合（法適合組合）でないとはいえないという上記の判断が左右されるものではない。そして、役員の選出方法が組合規約とは一致していなかったとしても、継続的な組合の活動の実体が認められる以上、組合が団体性を欠くとまではいえない。また、仮に、平成 27 年以降の役員の選任決議が不存在であるとすれば、27 年９月の大会より前の 26 年９月 13 日の大会で選任された 27 年度執行委員会は、後任の組合役員を有効に選出する大会が開催されるまで存在していたといえるから、いずれにせよ、組織を有しないため団体性を欠くとは認められず、組合は、役員や運営のための組織を有していると認められ、組合が、労組法第２条本文の団体性の要件を満たさないとする会社の主張は、採用することができない。

以上のとおり、組合は、労組法上の労働組合であると認められることから、組合が法適合組合ではないとして本件申立ての却下を求める会社の主張は、採用することができない。

ウ　会社は、７年９月 13 日定期大会について、大会の開催や総会決議の手続に瑕疵があり、総会決議は不存在というべきであると主張する。加えて、こうした手続上の問題を事後的に追認することは、執行委員長が恣意的に総会決議の瑕疵を正当化し得ることとなって不当であるとも主張する。

しかし、27 年度執行委員会を構成していた８名のうち６名は、組合を自ら脱退したのであるから、その６名を除く２名が、27 年度執行委員会として会議を開催し、７年９月 13 日定期大会の招集を決めたとしても、組合規約に違反するということはできない。

また、代議員選挙に当たっては、公募手続及びこれに対応する投票手続が実施されており、組合規約に基づき定められた選挙大会規定において、選挙管理委員会が選挙に関する一切の権限と責任を有するものと定められ、投票方法等についても選挙に関する事項として選挙管理委員会の権限と責任に属するものといえるのであるから、全組合員が投票したわけではないこと、定数を満たさない支部があること、郵送投票が中心であったことをもって、直ちに、総会決議の有効性に影響を及ぼすような瑕疵があったとは認められない。

さらに、組合規約が、組合の会議は過半数の委任状を含む出席によって成立すると規定し、７年９月 13 日定期大会が同規定の定足数を充足して開催されている以上、大会に欠席した代議員がいたことは問題とならないと解される。

加えて、７年９月 13 日定期大会が組合規約にのっとって開催されたことは前記のとおりであり、同大会は、民主的な手続により行われたということができるから、執行委員長が不存在とされた総会決議を恣意的に正当化し得ることとなるものとみることはできない。

エ　以上のとおり、本件申立ては、労働組合の代表権を有しない者が当該労働組合を代表して救済申立てをした場合に当たるとはいえず、本件申立ての却下を求める会社の主張は、いずれも採用することができないのであるから、本件申立ては不適法であるとはいえない。

⑵　会社が本件団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉の拒否及び組合の運営に対する支配介入に当たるか否か（争点２）

ア　組合は、総会決議不存在確認地裁判決が総会決議を不存在と判断したとしても、それは単に内部規約等の違反にすぎず、また、本件で会社が団体交渉を拒否した時点において同

判決は確定していなかった旨を主張する。

確かに、会社の従業員であったＡ２及びＺ１を組織していた組合は、前記のとおり、法適合組合であると認められ、また、執行委員長を含む役員選任の瑕疵は、組合の内部手続等に係る問題であって、その解決は組合の自主性に委ねられるべき性質のものであるところ、組合が、５月 27 日の団体交渉申入れの時点において、総会決議に関する瑕疵について、組合内部の手続により治癒される可能性がある旨を文書で示したことや、６年５月 26 日臨時大会において過去の総会決議を組合員の意思により追認した旨を文書で示したことは、組合が会社に対して、総会決議に関する瑕疵を治癒する手続をとる意思があることを明らかにしたものともいえ、それでもなお、会社が役員選任の瑕疵を理由として組合の団体交渉申入れに応答しなかったことには、疑問の余地もある。

他方で、総会決議不存在確認地裁判決における、代議員の選任手続について、選挙大会規定に反し直接無記名投票を行わなかったという瑕疵があり、平成 27 年９月 19 日から令和５年９月９日までに行われたＡ１委員長を始めとする組合役員の選任を含む総会決議は不存在である旨の判示からすれば、東京地裁が認定したＡ１委員長を含む役員選任の瑕疵は、決して軽微なものということはできないのであって、会社が、総会決議不存在確認地裁判決を確認した上で、組合の執行委員長としてのＡ１委員長の代表権に係る疑義を抱いたという経緯もうかがわれるところである。

イ　また、会社は、６年８月以降、会社に在籍する組合員が存在しないとして、団体交渉に応じる必要はない旨を主張する。

確かに、Ａ２が７月 31 日に会社を退職した後において、会社に在籍している組合員は存在せず、会社は、そのことを理由に団体交渉には応じられない旨を回答している。しかし、本件団体交渉申入れには、Ａ２に対する未払賃金の支払を協議の対象とする要求事項が含まれているところ、組合と会社との間において協議事項が継続している限り、Ａ２が退職したとしても、会社に在籍していた当時のＡ２の労働条件に関し未清算の問題が残されているといえる。したがって、組合は、Ａ２が会社を退職した後においても、Ａ２の未払賃金について、会社が「雇用する労働者」の労働条件等に関する事項として、会社に対して団体交渉を求めることができるというべきであり、これに反する会社の上記主張は採用することができない。

また、会社は、Ａ２が未払賃金の支払を求めて提訴したことなどから、Ａ２は組合の団体交渉による解決を希望していなかったとみるべきであるとも主張する。しかし、訴訟が係属中であっても、組合員の労働条件その他の待遇について、労使双方が自主的に団体交渉で解決することは可能であり、Ａ２が提訴したことをもって直ちにＡ２が団体交渉での解決を希望していなかったと評価することはできないから、会社の上記主張は採用することができない。

ウ　そこで、これらの点を踏まえて検討すると、前記アのとおり、総会決議不存在確認地裁判決により、会社がＡ１委員長の代表権について疑義を抱き得る状況にあったことは認められるものの、上記イのとおり、本件においては、組合員の退職後も労使間に組合員の労働条件に係る未清算の問題が残されていて、組合は、その義務的団体交渉事項に当たる当該問題を協議事項として会社に団体交渉を申し入れていたのであるから、会社は、その時点における役員選任の瑕疵の問題をおけば、なお本件団体交渉申入れに応ずべき立場にあったというべきである。

以上を前提に、本件団体交渉申入れに係る会社の一連の対応をみると、会社は、当初はＡ１委員長の代表権への疑義を理由として団体交渉申入れに応じかねると回答し、その後同様の理由により応答を留保する旨の対応を継続していたものの、Ａ２の退職後には、会社に組合員が存在しないことのみを理由として、代表権の問題の解消の有無に言及するこ

となく団体交渉に応じない態度をとるに至っている。このような経緯からすると、最終的に団体交渉を拒否した会社の対応は、Ａ２の未清算の労働条件に係る団体交渉を、同人の退職という正当な拒否理由とはならない事情のみを理由に拒否するものであって、会社が当初掲げていたＡ１委員長の代表権に係る疑義は、少なくとも、その団体交渉拒否の直接の理由となっていたものとは認め難い。そうすると、会社が、それまでＡ１委員長の代表権に係る疑義を理由に団体交渉申入れへの応答を留保していたという経緯があったとしても、そのことをもって、Ａ２の退職を理由として団体交渉を拒否した会社の対応に正当な理由があったと認めることはできない。

以上によれば、会社が、Ａ２の未払賃金の支払に係る団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるというべきである。

エ　組合は、Ｚ１が、会社が団体交渉に応じない状況が続いているため、今後は行政機関等に相談して解決を図る意向であるとして、６年６月末をもって組合を脱退したことなどを挙げて、会社が正当な理由なく団体交渉を拒否したことは、組合の運営に対する支配介入にも該当すると主張する。

しかしながら、Ｚ１が組合を脱退した６月末の時点において、会社が、総会決議不存在確認地裁判決を踏まえ、Ａ１委員長の代表権に疑義を抱き得る状況にあったことは、前記アのとおりであり、組合が主張する上記の事情をもって、支配介入に該当するとまでいうことはできない。

したがって、会社が本件団体交渉申入れに応じなかったことは、支配介入には該当しない。

⑶　会社が組合に本件文書を送付したことは、組合の運営に対する支配介入に当たるか否か（争点３）

組合は、会社が組合に対して本件文書を送付したことは、正当な組合活動に対する威嚇行為にほかならず、組合を弱体化させる行為である旨を主張する。

しかし、本件文書の記載内容は、団体交渉の申入れや街宣活動等に対して刑事告訴や弁護士会への通告を予告する点で威嚇的な性格を有する面はあるものの、会社の本社前における街宣活動等の具体的な行為に対する抗議及び法的対応の示唆にとどまっており、弁護士である組合の代理人にのみ宛てて送付されたことも併せ考えると、直ちに組合の運営・活動を萎縮させるような内容を含むものとまではいえない。また、本件文書が組合の代理人のみに宛てて送付されたものであることから、組合及び組合員に与える影響は飽くまでも間接的なものにとどまるともいうべきである。そして、この点について、組合から、本件文書の送付が、組合員の間に精神的動揺を引き起こし、組合の組織や運営に影響を及ぼす危険を生じさせる事情があったとの疎明もない。

したがって、本件文書の送付行為は、組合の運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

５　命令書交付の経過

⑴　申立年月日　　令和６年８月23日
⑵　公益委員会議の合議　令和８年８月４日及び10月６日
⑶　命令書交付日　　令和８年11月19日